

非行少年に対する就労支援として国、矯正施設はどう対応すべきか

渡辺 裕太

- 1 はじめに
- 2 少年の非行原因
- 3 現在行われている就労支援
- 4 現状の問題点
- 5 考えられる対応
- 6 おわりに

1 初めに

今回、私は社会復帰支援として大切な要素の一つである少年に対しての就労支援について重点的に取り扱うこととする。

このテーマにした理由としては、非行少年の社会復帰をより効率的に行うことで、再犯防止・労働力の確保の両立を図るためである。

非行少年にある大きな特徴として、可塑性、教育・職業訓練の不足、社会的偏見、過去の犯罪歴による就職の機会の制限が挙げられる。

適切な社会復帰支援を行い、社会にいち早く溶け込めるようにすることで、少年の再犯防止と社会全体の安全確保と企業に対して雇用のコスト削減の両立が叶えられるのではないかと考えた。

また、矯正施設、国がやるべき施策を重点的に考える必要があると考えた理由としては矯正施設にある矯正教育と共に実施することができるという特徴が挙げられるからである。矯正教育が行われている機関で、さらに就労支援を拡充することによって非行少年に対して効果的な支援をすることができると考えた。

国は、金銭的援助の面で少年の就労支援に大きく貢献できると考えた。

よって今回、国、矯正施設で考えられる対応を以下検討していく。

矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」。以下「コレワーク」という。）を設置し、各矯正管区が所管する地域の雇用情勢等に応じた、よりきめ細かな支援体制等の充実を図っている。²」とあり、事業者からの相談件数は2,986件。採用内定は546件であった。

4 現状の問題点

上記で述べた現在行われている就労支援に対して考えられる問題点として、非行少年への偏見等で就労先の確保が困難であること、企業とのミスマッチの2点が挙げられる。

まず就労先の確保が困難であることに触れていく。令和4年版再犯防止推進白書を見ると、協力雇用主の数は約25,000人に対して実際に雇用している協力雇用主数は1,200人とどまっていることがわかる。³

そもそも協力雇用主とは、犯罪、非行をしたものの自立及び社会復帰を目的として、雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主のことである。雇用先の確保の困難につながる原因として、実際に雇用した協力雇用主の方に支給される刑務所出所者等就労奨励金にも問題点があると指摘したい。

現行の奨励金は、範囲が狭く、また支給額が低く事業主の負担と釣り合わないことが課題だと私は考える。

法務省にある資料⁴を参照すると、犯罪・非行の度合いによって支給要件が異なり、また支給額も最大でも月額8万円で、年単位で考えても最大で72万円であることがわかる。出所者が安定した生活を送るための月収、環境、教育の必要性からの負担を考えると不十分ではないかと私は考える。

次に、企業とのミスマッチの課題に触れていく。

同資料には、「刑務所出所者等の場合、就労後の職場定着に社会復帰課題を抱える者が少なくない³」とある。また平成31年度3月に法務省保護局が行った協力雇用主のうち1000社を抽出して行ったアンケート調査⁵によると、実際に雇用した人の平均的な勤務継続期間は6か月以内が20%、1年以内が19%と半数以上が1年以内に辞めてしまっていることが調査から読み取れた。よって働いたのちに感じる企業とのミスマッチが現状の課題としてあげられる。よって適切な企業マッチングの実現のため、協力雇用主との連携を強化する必要

³ 令和4年度 再犯防止推進白書 特集：再犯防止推進計画策定後の課題と今後の展望
～当事者の声と共に振り返る～ <https://www.moj.go.jp/content/001385534.pdf>

⁴ 法務省 協力雇用主に対する刑務所出所者等就労奨励金について
<https://www.moj.go.jp/content/001146724.pdf>

⁵ 平成31年度3月 協力雇用主に対するアンケート調査
<https://www.moj.go.jp/content/001290742.pdf>

があると私は考える。

5 考えられる対応

上記で挙げた問題点に対してそれぞれ考えられる施策としてそれぞれ挙げる。まず就労先の確保が困難であることに対して講ずる対応として支給制度をさらに充実することを提案したい。

支給制度を拡充する案として、刑務所出所者等就労奨励金の拡充を求めたい。私が提案する案としては、事業主へ月額 8～10 万円程度の支給をすること、また生活の安定のため、就労し継続した働けた出所者に支援金として 3～5 万円の支給をすることを提案する。これにより、事業者の負担も軽くなり、より非行少年に親身に寄り添える環境が整うと考える。

また最長 2 年間の支給延長を私は提案する。多くの奨励金は期間が限定しており、安定雇用にはさらに時間が必要である。支給期間の短さは問題点としてあげた出所者の雇用期間の短さと関係しているとも考える。よって期間の延長をし、非行少年の雇用の安定を促すことが重要であると考えます。

次に企業とのミスマッチの課題に対しての対応として少年向けインターンシッププログラムを行うべきではないかと提案する。

目的はミスマッチを防ぐため、そして少年のスキルアップが望めるからである。

実際に今も職業体験制度という形で希望業種での就労の体験を行っている。

しかし業種ごとの体験では、事業所一つ一つのことは知れないため、少年が働き始めた事業所の雰囲気、人のよさ、働きやすさは感じ取ることができない。

そのため、実際に働く職場で経験を積む機会を少年にも与えることによって、雇用後のイメージを膨らませてもらい、この職場の雰囲気や仕事内容は自己の適正にあっているか判断してもらう必要があると考える。

ここでは、協力事業主の方と連携し、少年に対してフィードバックを行い、少年の課題から少年の得意なところを考える場を設けます。この経験で少年は少年院に戻って矯正教育を受ける際、自身に必要なことを意識しながら学ぶことができ、より出所後の未来を前向きにとらえることができると私は考える。

協力事業主の方には受け入れのための補助金や税制優遇処置等を提供し、協力事業主側のメリットも取り入れることで多くの協力をいただけると考える。

6 おわりに

上記で述べたことから現状の就労支援の問題を克服するには、「少年と社会の架け橋」が必要不可欠ではないかと私は考える。現状、少年に寄り添ってくれる事業者は協力雇用主の数から多く存在することがわかる。しかし、少年の就労支援には私が挙げたように多くの課題がみえる。よって、雇用までのあと一步を踏み出す後押し、少年の安定的雇用のための架け橋が重要である。

協力雇用主になり実際に雇用したいと考えてもその一步が踏み出せない事業者の多さから、国がより少年と事業者に寄り添った金銭的援助を行うことでその架け橋を担うこと、またミスマッチが起きてしまうのは少年院等の矯正施設が協力雇用主の方と少年の架け橋になること、国、援助の拡充、少年の就労に寄り添う支援を行うことで、少年の就労の問題は解決に進んでいくのではないかと私は考える。